

子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられました。

政府は消費税率の引き上げによる負担軽減を目的とした様々な給付措置を設けておりますが、今回は「子育て世帯臨時特例給付金」について簡単にご説明致します。

(1) 制度の概要

支給対象者	基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額満たない方が対象です。（※） 但し、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は対象外です。
支給額	対象児童1人につき1万円を1回限り支給
申請手続き	申請先は、基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村

（※）児童手当の所得制限額

父母ともに所得がある場合等は、生計を維持する程度が高い方（通常は所得が高い方）で判定します。

扶養親族等の数	所得制限限度額表	給与収入額
0人	630万円	833.3万円
1人	668万円	875.6万円
2人	706万円	917.8万円
3人	744万円	960.0万円
4人	782万円	1002.1万円
5人目以降	1人増すごとに38万円加算	—

(2) 支給手続き

「子育て世帯臨時特例給付金」は支給対象者本人が原則として基準日時点の住所の市町村に対して、自ら支給申請を行う必要があります。

支給申請の受付開始時期は平成26年度市町村民税決定後の6月以降としている自治体が多いようです。申請期限については、「当該市町村における支給申請受付開始日から3カ月とすることを基本とする」と厚生労働省の方で発表されていますので、申請期限にも注意が必要です。

(3) 所得税について

「子育て世帯臨時特例給付金」で申請することにより給付される金額については、所得税の課税対象とはなりません。

「子育て世帯臨時特例給付金」の支給要件をクリアできているならば、1回限りではありますが、1万円の給付を受けます。申請を忘れずにして頂ければと思います。